

当院についてのご案内

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行っております。

1.当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院は、急性期一般入院料 6（日勤、夜勤あわせて）入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しており、1 日に 8 人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8 時 30 分～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。

夕方 16 時 30 分～翌朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理された食事を適時（朝食 午前 7 時 30 分、昼食 午後 0 時、夕食午後 6 時）適温で提供しております。

3. 施設基準

【医科】

基本診療料

電子的診療情報連携体制整備加算 2（入院基本料）
電子的診療情報連携体制整備加算 3（医科 初・再診料）
診療録管理体制加算 2
療養環境加算
重症者等療養環境特別加算
医療安全対策加算 2
医療安全対策地域連携加算 2
報告書管理体制加算
データ提出加算 1

特掲診療料

外来放射線照射診療料	外来放射線治療加算
薬剤管理指導料	強度変調放射線治療（IMRT）
医療機器安全管理料 2	画像誘導放射線治療（IGRT）
検体検査管理加算 1	体外照射呼吸性移動対策加算
画像診断管理加算 2	定位放射線治療
ポジトロン断層撮影	定位放射線治療呼吸性移動対策加算
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影	粒子線治療
CT撮影及びMRI撮影	粒子線治療適応判定加算
無菌製剤処理料	粒子治療医学管理加算
放射線治療専任加算	画像誘導密封小線源治療加算

【歯科】

基本診療料

電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2
初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準

特掲診療料

歯科口腔リハビリテーション 2
CAD/CAM冠
クラウン・ブリッジ維持管理料

4. 当院は、重症者個室があり、下記点数が加算されます。

1人部屋 300点/1日 2床

5. 特別病室

特別室 A 1日 39,600円 2室

特別室 B 1日 19,800円 14室

特別病室に入室を希望される方は、入院予約の際にお申し出ください。

特別病室料金は、全額自己負担です。(上記金額は消費税込)

6. 文書料

文書名	金額 (税込)
診断書 (病院書式)	2,200円
診断書(病院書式以外、簡易)	2,200円
診断書(病院書式以外、複雑)	5,500円
交通事故診断書	5,500円
生命保険診断書	5,500円
簡易保険診断書	5,500円
死亡診断書	2,200円
死体検案書	2,200円
その他簡易な診断書 (おむつ等)	1,100円
領収証明書	1,100円

7. セカンドオピニオン (一律 60 分以内) 20,000円 (税込)

8. 先進医療

当院では、次の先進医療を行っております。

固形がんに対する重粒子治療 料金 3,440,000円(非課税)

なお、本治療以外の保険診療はすべて通常通り扱われます。

■電子的診療情報連携体制整備加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報（薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報）を取得・活用して診療を行っております。

また、医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しています。

オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行う他、電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としています。

■明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から請求書兼領収書とは別に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、1F受付窓口にてその旨お申し出ください。

■お薬の処方について

当院では、医薬品の安定供給等を踏まえ、後発医薬品があるお薬については、患者様にご説明のうえ、商品名ではなく有効成分の名称である一般名で処方する場合があります。

なお、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を患者様のご希望で選択される場合には、選定療養費として特別の料金をご負担いただくことがあります。

■歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）

- ・口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者様ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。
- ・感染症患者様に対する診療体制を確保しています。
- ・歯科外来診療の院内感染防止対策に関する研修を受講した常勤歯科医師を配置しています。
- ・院内感染防止対策に関する事項を院内に掲示しています。
- ・年に1回、院内感染対策の実施状況等について、地方厚生（支）局長に報告しています。

■入院時食事療養費について

入院時の食事代は診療にかかる費用とは別に定額自己負担となります。

【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】令和8年6月1日から

所得区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			550円
住民 税 非 課 税 世 帯	低所得者Ⅱ	過去12か月で90日以内の入院	270円
		過去12か月で90日を超える入院	220円
	低所得者Ⅰ		130円

院内感染防止対策に関する取組事項

組織に関する取組事項

- 1) 院内感染対策委員会
感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月一回会議を行い、感染対策に関する事項を検討しています。
- 2) 感染防止対策チーム（ICT：インフェクションコントロールチーム）
院内での感染対策制御活動全般の実働組織としてICTを設置し、定期的な会議と病棟や外来のラウンド、抗菌薬の適正使用の指導、感染問題の相談対応を行っています。
- 3) 感染リンクナース委員会
ICTと現場をつなぎ、情報交換、現場での感染対策の実践を行っています。

院内感染対策に関する職員研修に関する事項

病院職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上をはかるため、病院職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上開催しています。

感染症発生状況報告に関する事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、院内感染対策委員会での検討および現場へのフィードバックを実施しています。

院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生又は疑われる場合は、感染防止対策チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

患者さんへの情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、併せて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いします。ご相談がありましたら対応させていただきます。

その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進の為「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図ると共に、マニュアルの見直し、改訂を行います。

医療安全管理に関する取組事項

組織に関する取組事項

- 1) 医療安全管理委員会
医療安全管理に関する意思決定機関として、医療安全管理委員会を設置し、毎月一回会議を行い、医療安全管理に関する事項を検討しています。
- 2) 医療安全管理事務局
医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に病院の安全管理を担います。
- 3) リスクマネージャー部会
医療安全管理者と連携をとり、インシデント事例の分析、再発防止策の検討を行い、医療安全管理委員会へ提案します。

医療安全管理に関する職員研修に関する事項

病院職員の医療安全管理に対する意識、安全に業務を遂行する為の技能やチームの一員としての意識向上を測るため、病院職員を対象に安全管理の研修会・講習会を年二回以上開催しています。

ヒヤリハット報告・医療事故報告に関する事項

医療安全管理に資するよう、ヒヤリハット事例の報告を促進するための体制を整備しています。医療事故に対しては迅速に対応し、医療安全管理委員会で報告、原因分析及び対策立案し再発防止に努めます。

医療安全事故発生時の対応に関する事項

医療事故発生時には、患者の救命を第一とし、関係者全員で誠心誠意対応します。当該部署より医療安全管理者へ速やかに報告を行い、医療安全管理者は迅速に現場の状況を確認し、拡大の防止を行います。患者及び家族に対しては誠意を持って事故の説明等を行います。必要に応じて医療安全管理委員会を招集し、また重大事故に対して拡大医療安全委員会の開催や警察への届出を行うよう体制を整備しています。

患者相談窓口の設置

患者さん及びご家族からの苦情・相談に応じられる体制を整えるため、病院1階受付に患者相談窓口を設置しています。

情報収集に関する事項

日本医療機能評価機構等からの情報収集を行い、当院の安全対策の検討に役立てています。

その他の医療安全管理の推進のために必要な基本方針

医療安全管理に関するマニュアルを各部署へ配置し、安全対策のための基本的考え方や具体的な方法について病院職員への周知を行っています。